

「FBC 上海 2021 ものづくり商談会」 岐阜県企業向け出展要項

「FBC 上海 2021 ものづくり商談会」は、県内製造業が多く進出する中国において、製造企業及び製造業関連企業が、販路拡大や調達先確保のために商談を実施する業界特化型の商談会として開催され、「第 26 回 2021 アジア国際動力電動展 (PTC)」と同時に開催されることから、幅広い業界の企業との商談が期待されます。

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」という。）及び十六銀行では、本商談会への県内企業の参加を支援することで、県内企業の海外ビジネスの発展を図ります。

1. 商談会概要

- (1) 日 時 令和 3 年 10 月 26 日(火)～29 日(金)
9:00～17:00 (上海時間、29 日は 14:00 で入場受付終了)
- (2) 会 場 上海新国際博覧中心
- (3) 商談会規模 出展：200 小間、来場：20,000 名(予定)
- (4) 同時開催展 2021 アジア国際動力電動展 (PTC) など

2. 対 象 中国で部品調達、販路拡大を目的とする県内中小企業等のうち、ものづくり製造業等。

【対象業種】

金属製品、自動車・鉄道・船舶製品、鉄鋼業、非鉄金属、一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、精密機械器具、化学工業、プラスチック・ゴム製品等

※ 出展料の助成は県内中小企業（みなし大企業を除く）のみ。

3. 募集企業数

予算の範囲内で募集

4. 出展料

標準プラン	8,500 円
お任せプラン	A 区 12,500 円
	B 区 10,500 円

※ 出展料には「出展企業間事前マッチング」、「商談会ガイドブック(1/10P)」、「入場用名札 6 枚/社」が含まれます。

※ ブース概要については、ホームページをご確認ください。

※ センターまたは十六銀行経由で出展する場合は、上記の共催社経由の出展料金で出展可能となります。

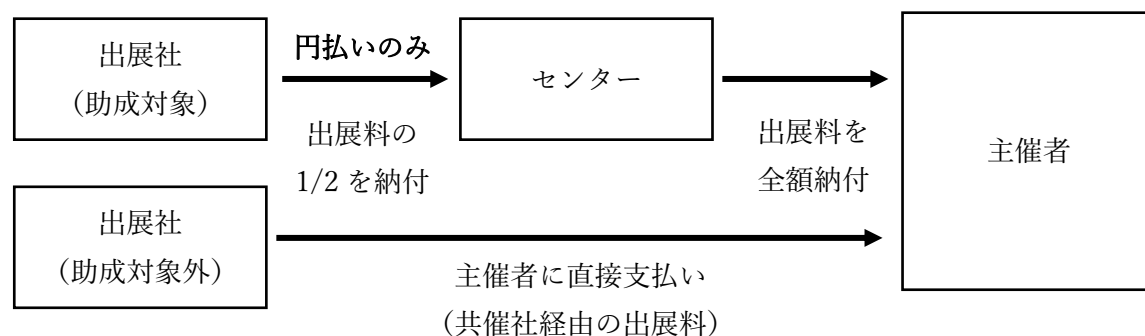
【参考】 令和 3 年 4 月 1 日時点為替レート 1 円=16.85 円

5. センターからの支援

以下の「6. 出展料助成対象企業の条件」に合致する県内中小企業に対し、共催社経由の出展料金の1/2程度を助成する。(場所指定及び有料オプションに係る費用に対する助成は行わない。)

なお、条件に該当しない場合でも、センターまたは十六銀行を通じて出展することで、共催社経由の出展料での出展が可能である。

【出展料支払いの流れ】



※ センターが出展料を助成する場合は、「4. 出展料」を円換算した金額の1/2程度を円払いでご負担いただきます。

※ 場所指定・有料オプションに関しては、直接主催者にお支払いいただきます。

6. 出展料助成対象企業の条件

- (1) 県内に本社又は事業所がある中小企業（みなし大企業を除く）であること。
- (2) 上記の「2. 対象」に該当する出展であること。
- (3) 指定された期間内に、主催者が設置する事前マッチング用ウェブサイトへの会社情報等の登録及び面談申込等の手続きが行えること。
- (4) 商談会出展後にセンターが実施する成果把握のためのアンケートに協力すること。

7. 主催・共催 主催 ファクトリーネットワークチャイナ

共催 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、十六銀行等

8. 募集期間 8月31日(火)まで

9. 留意事項

- (1) 出展企業は、本商談会の会場に来場する場合、感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある者またはこれらの者との濃厚接触者を本商談会に来場させないでください。万一、感染症の疑いのあるものまたはこれらの者との濃厚接触者が来場したことが判明した場合には、直ちにセンターに報告し、その指示に従ってください。これらの対策にあたっては、開催地政府及び主催者の定める法令・規則・ルール等も遵守してください。
- (2) 本書面に定めのない事項は、センターがその対応を決定します。主催者の方針等により内容が変更される可能性がある旨、ご了承ください。
- (3) 本書面の記載に反する行為があった場合や申込内容に虚偽の記載をした場合は、申し込みを無効とし、出展及びセンターからの助成をお断りすることがあります。

- (4) 出展申込をした企業またはその役員が、違法な行為または違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなり、出展することがセンターの信用を毀損する恐れがある場合は、出展をお断りすることがあります。
- (5) 出展の権利を転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- (6) 出展負担金未納による出展はできません。
- (7) 出展条件承諾後に、出展者の自己都合により出展を取り止めることはできません。
- (8) 本出展に際し、センターからの助成を受ける場合は、他の補助金を利用することはできません。

10. 免責事項

- (1) 天災、感染症の蔓延、交通機関の乱れ、現地情勢等に鑑み、主催者やセンターの判断により本事業の全部または一部が変更・延期・中止となることがあります。
その場合、出展に要した経費や事業の変更・延期・中止に起因・関連する一切の損害（航空券代等のキャンセルを含みますが、これに限られません）について、センターはこれを負担しません。
- (2) 商談会期中及びその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難、破損等のいかなる損害についても、センターは一切の責任を負いません。

11. 問い合わせ先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

経営支援部 取引課 取引担当

TEL 058-277-1092 FAX 058-273-5961 メール torihiki@gpc-gifu.or.jp